

平成 27 年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

芦 屋 市

一般廃棄物処理実施計画目次

I	計画の位置付け	2
II	ごみの発生と処理の状況	
1	収集区域などの概要	2
2	ごみの種類別の発生量と処理量	3
III	排出抑制	
1	削減目標	4
2	目標達成の取組	4
IV	適正処理	
1	市・事業者・市民の責務	7
2	収集・運搬計画及び排出方法	8
3	中間処理計画	12
4	最終処分計画	13

添付資料

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

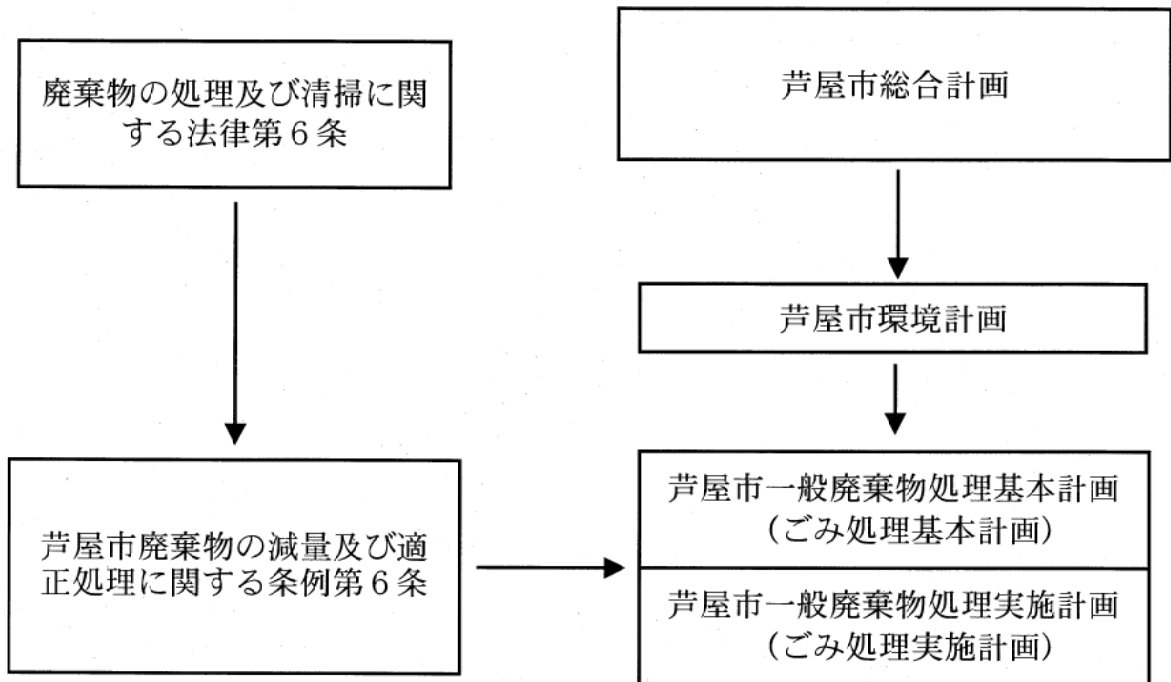
ごみ処理総合原価算出根拠（平成25年度）

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

I 計画の位置付け

本一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定める。

本計画の位置付けは、次のとおり上位計画と整合を図り策定している。



II ごみの発生と処理の状況

1 収集区域などの概要

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 km²

(3) 収集人口

計画収集人口 96,897人 (平成26年10月1日現在)

ア 市(直営) 56,775人

イ 委託業務 40,122人 (JR以北地域及び楠町)
(燃やすごみ収集対象の人口を記載)

(4) ごみ発生量(直接搬入を含む。)

(H26年度見込み)

収集(排出)区分	収集(排出)量
計画収集(直営・委託)	21,268 t
直接搬入(許可・自己)	11,060 t
合計	32,328 t

(H27.1月末までの実績値とH27.2月から推計値で算出)

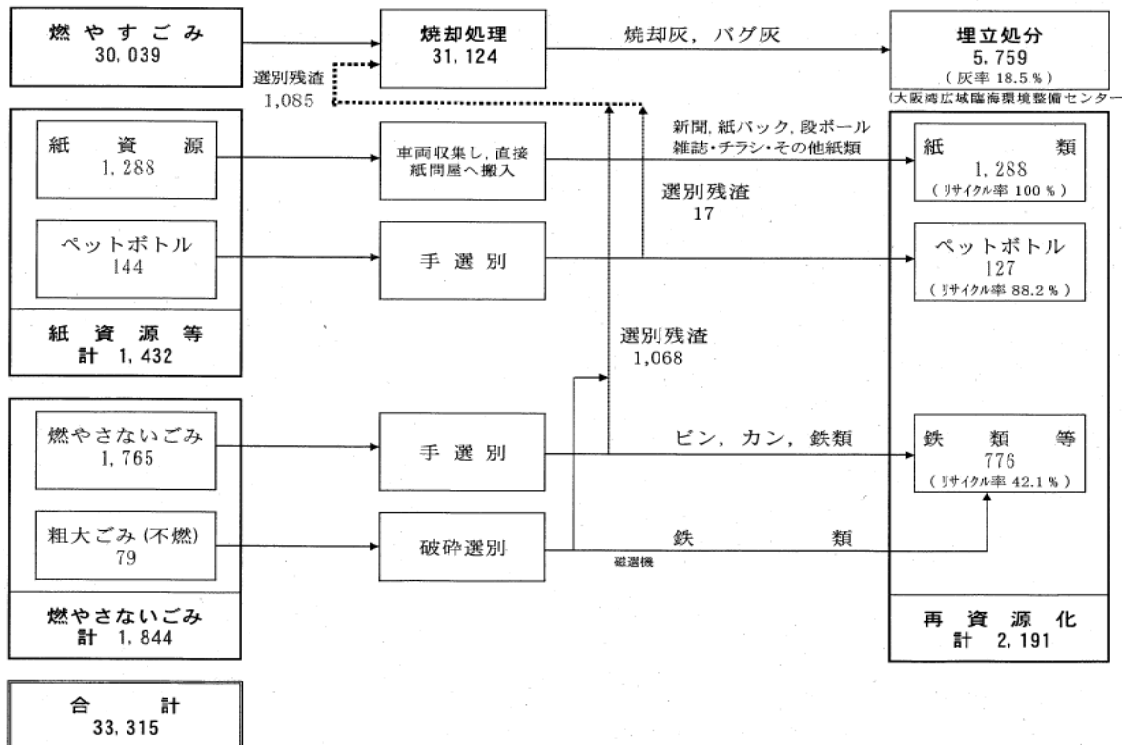
2 ごみの種類別の発生量と処理量

(1) 区分別の排出状況

区分	年度		H25実績	H26見込み	H27推計
	ごみの種類				
計画収集人口			96,659 人	96,897 人	97,100 人
計画 画 収 集	直 営	燃 や す ご み	7,352 t	7,283 t	7,298 t
		パイプラインごみ	2,987 t	2,859 t	2,865 t
		燃 や さ な い ご み	808 t	771 t	773 t
		粗 大 ご み	264 t	229 t	229 t
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	178 t	152 t	152 t
		紙 資 源	516 t	504 t	505 t
	計		12,105 t	11,798 t	11,822 t
	委 託	燃 や す ご み	7,988 t	7,846 t	7,863 t
		燃 や さ な い ご み	918 t	887 t	889 t
		紙 資 源	772 t	737 t	739 t
		計	9,678 t	9,470 t	9,491 t
	小 計		21,783 t	21,268 t	21,313 t
	直 接 搬 入	許 可	燃 や す ご み	6,127 t	6,135 t
燃 や さ な い ご み			78 t	91 t	91 t
計			6,205 t	6,226 t	6,239 t
自 己		燃 や す ご み (一 廃)	4,794 t	4,360 t	4,369 t
		燃 や す ご み (産 廃)	428 t	390 t	391 t
		燃 や さ な い ご み	105 t	84 t	84 t
		計	5,327 t	4,834 t	4,844 t
小 計		11,532 t	11,060 t	11,083 t	
合 計		33,315 t	32,328 t	32,396 t	

(2) ごみ処理フロー (平成25年度)

ごみ発生量に対する焼却処理量、再資源化量等を下の図に示す。



III 排出抑制

1 削減目標

本実施計画の上位計画として、一般廃棄物処理基本計画がある。

本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。

現在の達成率は、次のとおりになっている。

目標項目	目標数値	(基準)	(目標)	状況 (下段は削減率)			
		H12	H27	H24	H25	H26見込み	H27推計
一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	30%削減	788.2	551.0	587.0	585.0	566.7	564.1
				25.5%	25.8%	28.1%	28.4%
事業系ごみ排出量 (t/年)	20%削減	10,105	8,084	10,101	10,467	10,093	10,114
				0.0%	-3.6%	0.1%	-0.1%
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	25%削減	1,273.2	955.1	1,044.8	1,059.7	1,028.7	1,026.5
				17.9%	16.8%	19.2%	19.4%
集団回収ごみ排出量 (t/年)	10%増加	(H21基準)	(H32目標)	4,044	4,073	4,056	4,083
		4,080	4,488	-0.9%	-0.2%	-0.6%	0.1%

基本理念・基本方針に基づく目標値を達成するため、実績を検証し、今後も引き続き市民や事業者の協力の基に事業を進めていく。

2 目標達成の取組

(1) 市民に対する広報・啓発活動

ア 「家庭ごみハンドブック」発行によるごみの出し方についての啓発

イ ごみ収集日カレンダーの配布

ウ 芦屋市公式ホームページでごみ全般について啓発

エ フリーマーケットの開催

芦屋市商工会と連携し、一般公募によりフリーマーケットを開催する。

オ 買い物袋(マイバッグ)持参運動の実施

平成19年に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を本市と生活共同組合コープこうべが締結し、レジ袋削減を進めている。

カ マイバッグキャンペーンの実施

大型店舗前のスペースをお借りし、マイバッグキャンペーンを実施している。

キ 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発

ク 自治会等各団体への啓発

ケ リユース・フェスタの開催

粗大ごみで排出された自転車・家具類について、再利用可能品を環境処理センターにおいて修理し、市民に提供している。

リユース・フェスタを年4回開催できるよう目指している。

コ 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発

サ 環境処理センター施設見学会の開催

シ 文字データ放送「まちナビ」で啓発

(2) 再生資源集団回収事業

再生資源集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

回収実績及び推計

区分	年度		実 績				推 計
	H21	H22	H23	H24	H25	H26見込み	H27
計画収集人口(人)	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
登録団体数(団体)	156	157	161	160	164	164	170
1 可燃系資源ごみ(t)	4,036	4,052	4,130	3,992	4,016	3,995	4,022
発生原単位(g/人日)	116	116	118	113	114	113	113
2 不燃系資源ごみ(t)	44	47	48	52	57	61	61
発生原単位(g/人日)	1	1	1	1	2	2	2
3 = 1+2 回収量(t)	4,080	4,099	4,178	4,044	4,073	4,056	4,083

(実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳+外国人登録人口)

(3) ごみ減量化・再資源化推進宣言店

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等(主に小売店、スーパー等)を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在46店舗が運動を行っている。

希望する店舗について、ホームページに店舗名を掲載し、活動内容の充実を図っている。

(4) 収集ごみの選別・リサイクル

カン・ビン・鉄くずなど、再生資源として収集したごみを選別し下記品目ごとに再資源化を行う。

紙資源については、直接、再資源化工場に搬入している。

平成27年度は、再資源化量(資源化率)を増加させるため方策を検討する。

また、再生資源の持ち去りを防止するため、引き続きパトロールを行う。

《再生資源の品目》

白缶、アルミ缶、シュレッダー屑、鉄スクラップ、モーター類、アルミ屑、被覆電線ステンレス屑、ペットボトル、ビン(白・茶・その他)

(5) 使用済み小型電子機器（小型家電）のリサイクル

掃除機やラジカセ、ゲーム機等の小型電子機器に含まれる有用な金属を再資源化するため、平成25年4月から「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行された。

それに伴い、平成27年度にごみとして環境処理センターに持ち込まれる小型家電について、試行的に再資源化を行い、発生量などを確認する。

(6) 生ごみの排出抑制

生ごみの再利用とごみの減量化をするため、「芦屋市家庭ごみハンドブック」等に「段ボールコンポスト」を掲載し、啓発をしていく。

(7) 持ち込みごみの予約制

ごみの減量化と適正処理のため、平成26年10月から持ち込みごみの予約制を導入した。

今後、予約システムで入力した事業系ごみの持ち込み状況を把握し、各事業所に対して啓発を行う。

(8) その他

ごみ減量化、再資源化を推進するため、各種啓発を行っていくとともに、啓発事業を発展させるための取組を検討する。

IV 適正処理

1 市・事業者・市民の責務

(1) 市の責務

- ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制，再生資源の回収，分別収集その他の施策を通じて，一般廃棄物の減量を推進するとともに，適正な処理を図らなければならない。
- イ 市は，廃棄物の減量及び適正な処理について，市民及び事業者の啓発を行うとともに，自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。
- ウ 市は，一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては，処理施設の整備及び作業方法の改善を図り，能率的な運営に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ア 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- イ 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに，その製品，容器等が廃棄物となった場合において，その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- ウ 事業者は，過大包装を自粛するなど廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し，市の施策に協力しなければならない。

(3) 市民の責務

市民は，廃棄物の排出を抑制し，再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り，廃棄物を分別してごみステーションに排出すること等により，廃棄物の減量その他その適正な処理に関し，市の施策に協力しなければならない。